

社会福祉法人名張市社会福祉協議会 歳末たすけあい運動配分事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、年末年始に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民やボランティア、福祉施設等の参加協力により取り組まれる見守り活動や交流活動に対して、地域福祉活動の推進を図るため、歳末たすけあい募金の配分に関し必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 配分の対象とする事業は、次のとおりとする。

- (1) 暮らし支援事業
- (2) 新生活応援事業
- (3) 地域見守り事業
- (4) 子育て支援事業
- (5) 福祉施設交流事業
- (6) 当事者・家族会支援事業
- (7) その他、会長が認める事業

(対象事業の内容等)

第3条 配分の対象とする事業の内容及び対象者・団体並びに申請上限額は、別表に定めるとおりとする。

2 配分額は、当該年度の歳末たすけあい運動募金実績額の範囲内において配分する。

(配分の欠格条件)

第4条 配分は、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては行わない。

- (1) 国又は地方公共団体が経営し、又はその責任に属するとみなされる事業
- (2) 社会福祉を目的としていても、政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行う事業
- (3) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業

(事業実施期間)

第5条 配分の対象とする事業は、当該年度の概ね12月から1月の間に実施される事業に限る。ただし、暮らし支援事業及び新生活応援事業の対象者は、この限りではない。

(審査機関)

第6条 第2条に規定する事業への配分については、名張市共同募金委員会（以下「委員会」という。）において審査及び決定を行う。

(配分の申請)

第7条 配分を希望するものは、所定の期日までに歳末たすけあい運動配分事業配分申請書（様式第1号）を、会長へ提出しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、暮らし支援事業及び新生活応援事業の対象者においては、その入所する施設の代表者が申請することができる。
- 3 配分の対象者が個人の場合で、対象者名義の預金口座を振込先に指定できない場合は、配分申請施設名義の預金口座を振込先に指定できるものとする。
- 4 配分の対象者が団体の場合で、配分団体名義の預金口座を振込先に指定できない場合は、当該団体と協働、連携又は支援している組織又は団体（以下「協働団体」という。）名義の預金口座を振込先に指定できるものとする。
- 5 前項により、協働団体名義の預金口座を振込先に指定するものは、協働団体の同意を得て、歳末たすけあい運動配分事業配分申請書（様式第1号）に、振込口座届出書（様式第2号）を添えて、会長に提出するものとする。
- 6 会長は、歳末たすけあい運動配分事業配分申請書（様式第1号）の提出があったときは、委員会に提出しなければならない。

(配分の決定)

第8条 委員会は、前条に基づき申請された事業について、当該申請に係る書類等を確認し、申請内容が別表に定めた内容に適合しているかどうかを審査し、配分の適否を決定しなければならない。

(配分のお知らせ)

第9条 会長は、前条に基づく配分の決定結果を、歳末たすけあい運動配分事業配分決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第10条 申請者は、当該事業終了後1か月又は会長の定める日までに、歳末たすけあい運動配分事業実績報告書（様式第4号）を当該事業に係る周知物又は活動の様子がわかる写真及び文書を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、暮らし支援事業及び新生活応援事業の対象者は、歳末たすけあい運動配分事業実績報告書（様式第4号）の提出を省略することができる。

(配分金の確定)

第11条 配分金は、当該年度の1月末日での歳末たすけあい運動募金実績額をもって確定するものとする。

(配分金の交付)

第12条 会長は、前条に基づき配分額を確定した後、すみやかに配分金を交付するものとする。

2 会長は、第9条で通知した助成金額と前条で確定した助成金額とに差が生じた場合は、歳末たすけあい運動配分事業配分金確定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知しなければならない。

(情報の公開)

第13条 会長は、申請者の名称、対象事業内容、配分金額等を、一般の閲覧に供しなければならない。

2 申請者は、配分事業に係る周知物等に対して、配分事業の財源名を明記しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。